

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(地盤沈下対策事業)					
地区名	ろくじょう 六條地区					
事業箇所	弥富市六條町 外					
事業のあらまし	<p>本地区は、弥富市の北部に位置する低平な農業地帯である。本地区の用水路は、地盤沈下により低下した用水機能の回復を目的として、1971年度から1983年度(昭和46年度から昭和58年度)にかけて木曾川用水関連土地改良事業でパイプライン化された。</p> <p>設置から約40年が経過しており、また、地区内開発や道路拡幅に伴う大型車両の通過や荷重条件の変化により、用水管の破損による漏水被害が頻発している。さらに、石綿セメント管が多用されており、破損による農業者等への健康被害が懸念されている。</p> <p>このため、用水路を更新することで漏水被害と石綿に起因する健康被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>用水路を改修し、漏水被害及び石綿に起因する健康被害を防止する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	17.0億円		■工事費 14.4億円、■用補費 0.6億円、■その他 2.0億円			
事業期間	採択予定年度	2020年度	着工予定年度	2020年度	完成予定年度	2025年度
事業内容	用水路工 27.3km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	用水管の破損による漏水が過去10年(2009~2018)で22箇所発生しており、漏水被害及び石綿セメント管の破損による農業者等への健康被害が危惧されることから、早急に本施設を整備し、これら被害を防止する必要がある。				
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>本施設は、各ほ場へ農業用水を配水する重要な用水施設であり、また、周辺の農業者等への健康被害を未然に防止するためにも、本施設を速やかに更新する必要がある。</p>			

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区 分		事業評価時 (基準年:2019)	備考
費用 (億円)	事業費	13.3	
	その他費用 注)	9.7	
	合計(C)	23.0	
効果 (億円)	作物生産効果	22.0	水稲
	品質向上効果	1.4	水稲
	営農経費節減効果	△ 0.3	
	維持管理費節減効果	△ 0.5	
	水源かん養効果	4.3	
	合計(B)	26.9	
	(参考)算定要因	水稲作付面積(ha)	126.6
費用対効果分析結果(B/C)		1.2	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

※四捨五入により端数が合わない場合がある。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(頭首工、幹線水路)

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額

※評価期間:46年(当該事業の工事期間6年+40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A: 十分な事業効果が期待できる。

B: 十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

1) 事業計画

		2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
工種 区分	調査・設計	←					→	
	用地補償		←					→
	工事							
	・用水路工		←					→
事業費(億円)		15.0					2.0	17.0

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

3) 環境への影響

工事に際しては、周辺農地・水路等への影響を緩和するため、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等を行う。

	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	各ほ場へ用水を配水している末端用水施設であり、他事業等で付替え済みの用水施設を既設利用する区間もあるため、新ルートでの設置や代替施設の整備と比較して、現計画が最も経済的で妥当である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
【理由】 経済性、現地状況から、最も妥当な事業計画である。			
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 施設の維持管理状況			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
六條地区の対応方針（案）[事業実施]を了承する。			
Ⅵ 対応方針			
事業実施			